

高齢者にとっての民事裁判

飯田 高

〔要旨〕

本稿では、超高齢社会における民事裁判制度のあり方を考察するための実証的な材料を提供することを目的として、今回の当事者調査から得られたデータを複数の側面から分析する。ここで分析するのは、実際に経験した裁判過程に関する感想・印象を当事者に尋ねた質問群に対する回答と、高齢者にとっての裁判の利用しやすさについて直接尋ねた質問群に対する回答である。後者に含まれる自由記述回答データからは、定型的な質問だけでは把握しきれない高齢者のニーズを抽出することができる。さらに、代理人弁護士からも自由記述回答に基づき同様の分析を行い、高齢者が裁判に臨む際に生じる問題を探る。分析の結果、民事裁判に関わるアクターが高齢化の進行の中でそれぞれ異なる種類の困難を抱えていることが明らかになった。最後に、分析結果を踏まえて司法政策上のインプリケーションをいくつか導き出す。

1 はじめに

高齢者はさまざまな法的問題の当事者になる可能性がある。たとえば、成年後見、財産の管理、相続、高齢者を狙った詐欺、介護や医療のサービスをめぐるトラブル、住宅問題、などがその例である。もちろん、民事訴訟の当事者が高齢であることも少なくない。今回の調査に回答した人たちの年齢構成を見ても、65 歳以上（訴訟が終わった時点の年齢）の人たちは 31.1% にのぼる。

高齢者がどのような種類の事件の当事者となっているのかを簡単に確認しておこう。65 歳以上だった回答者が最も多かった事件類型は、「土地・建物登記関係」である（134 人中 26 人）¹。以下、「交通事故以外の損害賠償」（19 人）、「不当利得返還（過払金を含む）」（19 人）、「その他」（16 人）、「土地・建物の明け渡し」（15 人）と続く。

原告・被告別に見てみると、原告として関わった高齢者が多いのは「不当利得返還」（17 人）と「交通事故以外の損害賠償」（16 人）である。一方、被告として関わった高齢者が突出して多いのは「土地・建物登記関係」（24 人）で、あとは「貸金関係」、「立替金・求償金関係」、「相続関係」など、満遍なく散らばっている。このように、高齢者が訴訟の当事者として直面する法的問題は多様である。

さて、高齢の人たちにとって民事裁判の制度は使いやすいと言えるだろうか。本稿では、主として 2 つの質問群を用いてこの問題を検討する。ひとつは、(A) 自らが実際に経験した裁判過程に対する感想や印象を尋ねた質問群である。もうひとつは、(B) 高齢者にとっての裁判の利用しやすさについて直接尋ねた質問群である。

¹ 「土地・建物登記関係」は当事者に占める高齢者の割合も高く、56.5%（56 人中 26 人）であった。

(A)に含まれる質問は多岐にわたるが、本稿で取り上げるのは、①裁判に何を期待したか、②裁判をわずらわしいと感じたか、③総合的に見たときに今回経験した裁判に対して満足しているか、に関する質問である。これらの質問への回答傾向が高齢者とそれ以外の人で異なっているかは、本稿の第2節で順次検討していく。

一方、(B)の質問群は、「裁判は高齢の方にとって利用しやすいと思いますか」という質問およびそれに付随する自由記述質問によって構成されている。自由記述質問では具体的にどのような点で使いにくいと感じるかについて尋ねており、約140件の自由回答が集まっている。第3節前半ではこの自由記述回答の量的テキスト分析を行う。この作業により、民事裁判に臨む高齢者が抱える問題について、既定の質問項目とは異なる観点から考察することができる。

それに加えて、代理人弁護士に対しても(B)と同様の質問をしているので、これらの質問への回答も分析対象とする。代理人には、高齢者が関わる事案の経験、件数の増減、高齢者が関わる事案に特有の難しさなどを尋ねた。そこでは、自由記述形式で約170件の回答が寄せられており、現場の弁護士の鋭敏な問題意識を反映した回答や、試行錯誤しながら悩む様子が伝わる回答が多数見られる。第3節後半では、こちらの自由記述回答についてもテキスト分析を施すとともに、他の変数との関連を検討する。

情報量に富む自由記述回答を分析しておくことは、将来さらに有意義な調査を設計するためにも必要である。そしてまた、自由記述回答データからは政策的にも重要な含意を引き出すことができる。もっとも、個々の回答者の経験は多くの点で互いに異なるので、自由記述回答から得られる知見を一般化したり司法政策に結びつけたりするのは容易ではない。本稿では、定量的分析を加えることにより、政策提言をなしうる程度に一般性のある結論を導くことを目指す。

2 裁判過程における当事者の経験——高齢者と非高齢者の違い

(1) 裁判に期待したこと

初めに、裁判に期待することが高齢の人たち（第一審終結時点で65歳以上だった回答者を指す。以下では「高齢者」と表記する）とそれ以外の人たち（以下、「非高齢者」と表記）で異なるか否かを見ていこう。裁判に期待する事柄は原告と被告とでは違っていることが予測されるため、原告と被告に分けたうえで分析する。

(a) 原告

訴訟当事者向けの調査票では、「裁判に期待したこと」として11項目を挙げ、それぞれの項目について5件法で尋ねている²。これらの項目に対する回答のデータを使って因子分

² この質問で挙げられている項目は、「社会正義を実現すること」、「自分の権利を守ること」、「紛争を早く解決すること」、「相手と話し合いの場をもつこと」、「相手との関係を修復すること（仲直り）」、「(裁判によって)白黒をはっきりさせること」、「自分の利益を守ること」、「相手をこらしめること」、「相手に非を認めさせること」、「裁判官に話を聞いてもらうこと」、「事実関係をはっきりさせること」の11項目である。これらの項目のおおのについて、「期待した」、「ある程度期待した」、「どちらともいえない」、「あまり期待しなかった」、「期待しなかった」の5つの選択肢から1つを選ぶ形式となっている。なお、項目および選択肢は原告・被告共通である。

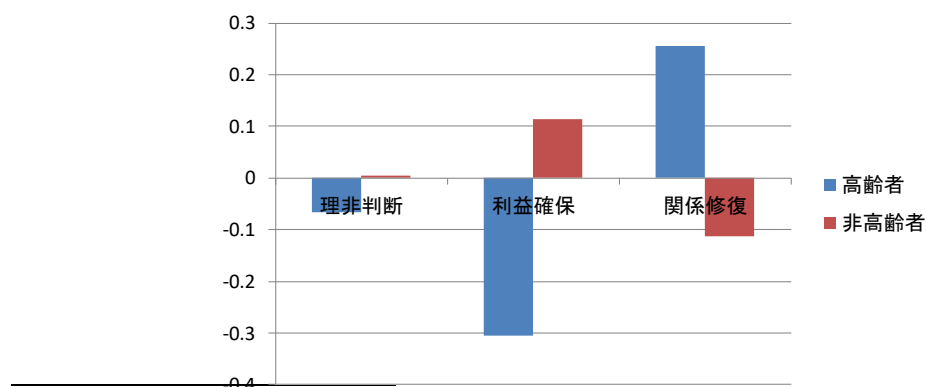
析を行うと、【表 1】の結果が得られる（数値は回転後の因子負荷量を示し、負荷量が 0.5 以上の箇所を太字としている）³。

【表 1】原告が裁判に期待したこと（因子負荷行列）

項目	第 1 因子	第 2 因子	第 3 因子
社会正義を実現する	0.580	0.198	0.216
自分の権利を守る	0.234	0.680	-0.052
紛争を早く解決する	-0.073	0.658	0.312
話し合いの場をもつ	0.106	-0.153	0.793
相手との関係を修復する	-0.177	-0.005	0.821
白黒をはっきりさせる	0.561	0.374	-0.150
自分の利益を守る	-0.160	0.886	-0.202
相手をこらしめる	0.826	-0.149	-0.290
相手に非を認めさせる	0.857	-0.118	-0.043
裁判官に話を聞いてもらう	0.701	-0.099	0.307
事実関係をはっきりさせる	0.619	0.324	0.047

ここでは3つの因子が抽出されており、原告の動機は異なる複数の次元に分解できることがわかる。第1因子は、相手を懲罰したり非を認めさせたりすることと特に強く関連し、第三者（裁判官）に白黒や事実関係を判断してもらうことにも関連する因子となっている。多くの要素が含まれているため解釈は簡単ではないが、「裁判が是非ないし理非を判断してくれる」という期待を表していると解釈できよう。本稿では「理非判断因子」と名付けておく。第2因子は、自分自身の利益・権利の保全と紛争の早期解決と関連していることから、「利益確保因子」と呼んでおこう。さらに、第3因子は相手との関係修復や話し合いと関連しているので「関係修復因子」と表現することができる⁴。

【図 1】各因子得点の平均値（原告、N=174〔高齢者 44, 非高齢者 130〕）



³ 主成分法で抽出し、プロマックス回転を行っている。因子分析は他のディスカッション・ペーパーでも用いられ、そちらでより詳細な分析がなされているため、本稿では因子分析の説明は割愛する。

⁴ ここで述べた因子分析の結果は、高橋（2010）や垣内（2010）と類似している。前者は民事訴訟利用者調査のデータから原告の動機を分析し、「第三者判断」・「公的討議期待」・「精神的利益期待」・「現実的利益期待」の4因子を抽出する。後者は本調査の前身である訴訟行動調査のデータによって原告の期待を分析しており、「正義懲罰因子」・「権利利益因子」・「関係修復因子」の3因子を抽出している。

さて、理非判断因子・利益確保因子・関係修復因子のそれぞれについて因子得点を算出し、その平均値を高齢者と非高齢者と比較すると、【図 1】のようになる。

理非判断因子についてはほぼ違いはないが、利益確保因子および関係修復因子については大きな差がある。なお、利益確保因子得点と関係修復因子得点に関する高齢者と非高齢者の差は、事件類型や代理人の有無を制御しても統計的に有意なままである⁵。

因子得点が高いほど、回答者の期待が高いことを表す⁶。したがって、高齢者は非高齢者と比べて利益確保をさほど重視せず、逆に関係修復を重視する傾向があると言える。ただし、関係修復を重視するとは言っても、「相手との話し合いの場をもつ」ことや「相手との関係を修復する」ことを期待した人は全体的に少なく、高齢者の間でさえ多数派ではない⁷。あくまで非高齢者との比較での話である点には注意する必要がある（同様に、高齢者が利益確保を軽視しているわけではない）。

（b）被告

被告の回答について因子分析を行うと、原告の場合とは異なる結果が出てくる。【表 2】を見ると、原告の回答からは別々の因子として抽出された第 1 因子（理非判断因子）と第 2 因子（利益確保因子）が単一の因子として抽出されていることがわかる。これに対して、第 3 因子（関係修復因子）は原告の場合と同じように抽出される。

【表 2】被告が裁判に期待したこと（因子負荷行列）

項目	第 1 因子	第 2 因子
社会正義を実現する	0.759	0.041
自分の権利を守る	0.760	0.074
紛争を早く解決する	0.216	0.449
話し合いの場をもつ	-0.086	0.865
相手との関係を修復する	-0.137	0.905
白黒をはっきりさせる	0.682	0.090
自分の利益を守る	0.596	0.058
相手をこらしめる	0.835	-0.336
相手に非を認めさせる	0.907	-0.221
裁判官に話を聞いてもらう	0.580	0.299
事実関係をはっきりさせる	0.824	0.074

双方の因子得点を算出し、高齢者と非高齢者と比較したグラフが【図 2】である。被告

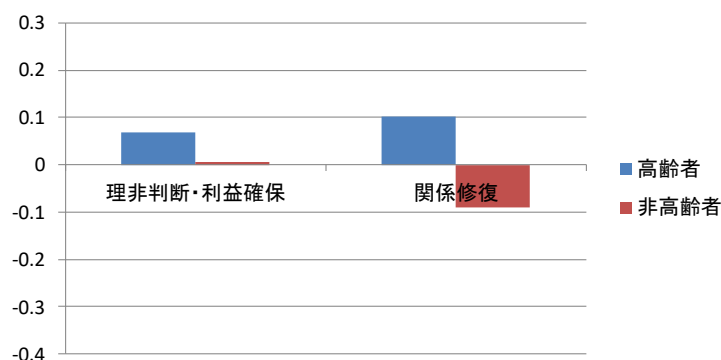
⁵ t 検定によって平均値の差を調べたほか、回帰分析（事件類型や代理人の有無をコントロールした）によって有意性を確認した。利益確保因子も関係修復因子のどちらについても有意な差が出ている。

⁶ 因子得点は、「期待する」を 5、「期待していない」を 1 としたうえで計算している（つまり、質問票に記されているスケールを反転させている）。

⁷ 「相手との話し合いの場をもつ」ことを裁判に期待したかという問いに肯定的に答えた高齢者は 37.7%（53 人中 20 人）、「相手との関係を修復する」ことを裁判に期待したかという問いに肯定的に答えた高齢者は 15.7%（51 人中 8 人）である。

の場合は、高齢者と非高齢者との間で統計的な差はまったく見出されなかった。

【図 2】各因子得点の平均値（被告，N=116〔高齢者 43，非高齢者 73〕）



（２）裁判のわずらわしさ

当事者調査では、裁判に関わることがわずらわしかったかどうかを５件法で尋ねている。当然ながら原告と被告とでは回答傾向は違っており、「わずらわしかった」を５、「わずらわしくなかった」と１として計算すると、原告の平均値は３.３９，被告の平均値は４.０５となっている^８。

高齢者と非高齢者で分けて比較した場合、若干の差は観察されるものの、統計的に有意な差があるとは言えない（代理人付・本人訴訟に分けても同じである）。原告については、高齢者の平均値は３.１９，非高齢者の平均値は３.４６である。他方、被告については、高齢者の平均値が４.０７，非高齢者の平均値が４.０４となっている。原告側は高齢者よりも非高齢者のほうがむしろわずらわしさを感じており（ただし有意ではない）、この結果を見る限りは、高齢だから裁判がわずらわしく感じるというわけではなさそうである。

（３）裁判に対する総合的満足度

今回の調査では、「総合的に考えて、今回経験した裁判に満足していますか」との質問を用意していた。これは、高齢者と非高齢者との間で大きく差が出た質問のひとつである。「満足している」を５、「不満である」を１として数値化した場合、非高齢者の平均値は３.３０となるのに対し、高齢者の平均値は２.７５しかない。「どちらともいえない」は３なので、非高齢者は肯定寄りの回答、高齢者は否定寄りの回答ということになる。

原告と被告に分割したうえで平均値を調べてみると、被告側では高齢者と非高齢者の間にほとんど差が見られない（高齢者２.８２，非高齢者２.８８）のに対し、原告側では顕著な開きが見られる（高齢者２.６８，非高齢者３.５１）。なお、原告側の平均値の差は統計的にも有意である。

^８ 調査票の種別で分けると、代理人付原告 ３.３４，本人訴訟原告 ３.７１，代理人付被告 ４.２４，本人訴訟被告 ３.８６となっている。原告の場合は本人訴訟のほうが、被告の場合は代理人付の場合のほうが裁判に関わることをわずらわしく感じていると言える。

原告に限れば、高齢者は非高齢者と比べて満足度が格段に低い。この差は何に起因しているのだろうか。当事者の満足度に影響しそうな要素として考えられるのは、裁判の勝敗、判決または和解の内容に対する評価、裁判官に対する評価、裁判にかかった費用に対する評価などであろう。そこで、これらの変数を使って重回帰分析を行った。複数のモデルを想定して分析し、それらのうち主な結果を示したのが【表3】である⁹。

【表3】重回帰分析の結果（従属変数：総合的満足度、原告のみ）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
65歳以上 (65歳未満=0, 以上=1)	-0.080 (0.165)	-0.258*** (0.148)	-0.164 (0.146)	0.025 (0.189)	-0.100 (0.182)	-0.086 (0.168)	-0.035 (0.204)
性別 (女性=0, 男性=1)	-0.149 (0.144)	-0.102 (0.131)	-0.120 (0.128)	-0.090 (0.174)	-0.086 (0.170)	-0.237 (0.148)	-0.082 (0.181)
実質的勝敗	0.769*** (0.046)		0.271*** (0.079)	0.346*** (0.066)		0.258*** (0.091)	0.121 (0.105)
正当性評価		0.806*** (0.041)	0.577*** (0.078)		0.459*** (0.080)	0.504*** (0.088)	0.291** (0.121)
裁判官信頼				0.285** (0.127)	0.259** (0.124)		0.219 (0.144)
裁判官公平性				0.363*** (0.133)	0.256* (0.138)		0.281* (0.147)
費用の安さ						0.228** (0.087)	0.215** (0.105)
費用の正当性						0.001 (0.088)	-0.076 (0.097)
定数項	0.702*** (0.208)	0.732*** (0.180)	0.528*** (0.185)	-0.151 (0.236)	0.0402 (0.226)	0.310 (0.245)	-0.079 (0.284)
観測数	199	199	199	97	97	149	79
R ²	0.608	0.676	0.695	0.773	0.782	0.721	0.805

カッコ内は標準誤差を表す

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

使用されている変数は、①実質的勝敗（判決または和解の内容が自分にとって有利であったか否か）¹⁰、②正当性評価（判決または和解の内容が正当なものだったと評価するか否か）¹¹、③裁判官信頼（「裁判官は信頼できた」という点に賛成するか否か）、④裁判官公平性（「裁判官は公平だった」という点に賛成するか否か）、⑤費用の安さ（裁判にあたって

⁹ モデル4・5・7で観測数が少なくなっているのは、裁判所に行かなかったために裁判官に対する評価ができなかった当事者が多数いたことによる。

¹⁰ 実質的勝敗の変数は、判決で終結した場合の回答と和解で終結した場合の回答を組み合わせて作成している。つまり、判決で終結した回答者については「判決の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか」という質問に対する回答、和解で終結した回答者については「和解（示談）の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか」という質問に対する回答を用いた。まれに、判決と和解の両方が出て上記の質問の双方に回答しているというケースがあるが、その場合は双方の回答の平均値を算出した。なお、判決と和解とを分けて分析しても本文と似たような結果が導かれる。

¹¹ 正当性評価の変数も、前注と同様の方法により、判決と和解を統合して作成されている。

自分で負担した諸費用を安いと評価するか否か), ⑥費用の正当性 (諸費用は正当な額だったと評価するか否か), そして⑦65 歳以上かどうかを表すダミー変数, ⑧性別を表すダミー変数である。①～⑥はいずれも 5 件法の質問から作られた変数となっている¹²。

【表 3】からは, ①～⑥の中から複数の変数を投入すると⑦の高齢者ダミーの効果がほとんど消えることがわかる。総合的満足度に対して特に影響を与えているのは, ①の実質的勝敗と②の正当性評価である¹³。

実際, ①実質的勝敗と②正当性評価の回答傾向は, 高齢者と非高齢者との間でかなりの差がある。原告に限定した場合, 実質的勝敗の平均値は高齢者 2.83, 非高齢者 3.74, 正当性評価の平均値は高齢者 2.88, 非高齢者 3.52 となっている。これらは統計的にも有意な差である。

実質的勝敗と正当性評価の相関は, 高齢者で $r=0.95$, 非高齢者で $r=0.86$ となっており, 特に高齢者の場合にきわめて高い相関が見られる¹⁴。正当性評価が実質的勝敗に影響を及ぼすことは考えにくいので, 結局のところ勝敗が総合的満足度を最も大きく左右する要素だと言える。

判決が出た事件については, 回答者が実際に得た判決の内容を訴訟記録のデータから知ることができる。【表 4】に, 回答者が原告であったケースに絞って, 判決結果の内訳を高齢者・非高齢者別に示しておいた。原告の立場からは, 全部認容は勝訴, 請求棄却は敗訴で問題ないが, 一部認容は捉え方が分かれるところである。だが, 一部認容をどちらに分類するかにかかわらず, 非高齢者と比べると高齢者の勝訴率は低い。代理人付・本人訴訟に分けても, 類似の傾向が観察される (なお, 高齢者が巻き込まれやすく, 原告が勝ちにくいタイプの事件があるということもない)。もっとも, この差は統計的に有意とまでは言えない (カイ二乗検定の結果)。

【表 4】判決結果の比率 (原告のみ)

	高齢者	非高齢者
全部認容	21.4% (9)	36.7% (29)
一部認容	31.0% (13)	36.7% (29)
請求棄却	47.6% (20)	26.6% (21)
合計	100.0% (42)	100.0% (79)

これに対し, 和解で終結した事件については, 残念ながら和解の内容まではわからないため, 詳細な分析はできない。ただし, 和解で終了した場合, 和解の内容如何を問わず, 「実質的に勝ちであった (自分にとって有利であった)」と考える人の割合が全体として大きく

¹² 解釈を容易にするため, 調査票に書かれているスケールを反転させている。言い換えると, 肯定的な回答 (たとえば①自分にとって有利だったと評価, ②正当だったと評価, など) ほど数値が高くなっている。

¹³ 高齢者のみのサンプルを用いてさまざまな回帰モデルで分析したところ, ほとんどのモデルで実質的勝敗と正当性評価のいずれか一方または両方が有意に作用していた。

¹⁴ 高齢者は $N=50$, 非高齢者は $N=157$ である。

増加する¹⁵。高齢者も非高齢者と同じように「実質的に勝ちであった」と捉える人が多数であり、そして分散も縮小するので、高齢者と非高齢者の間に見られる上記の（実質的勝敗や正当性評価の）差を和解における勝敗の差で説明することは困難である。

したがって、実質的勝敗や正当性評価の差に影響している客観的事実がもしあるとすれば、それは判決の結果の違いによるものと考えられる。

3 裁判や法制度は高齢者にとって使いやすいか——自由記述回答の分析

（1）訴訟当事者の回答

（a）利用しやすさについての質問

今回の調査では、「裁判は高齢の方にとって利用しやすいと思いますか、それとも利用しにくいと思いますか」という質問を設けていた。この質問に対する回答を当事者の種別ごとに見ると、【図3】のようになる。

【図3】裁判の利用しやすさについての意見（全体）



※無回答を除く。

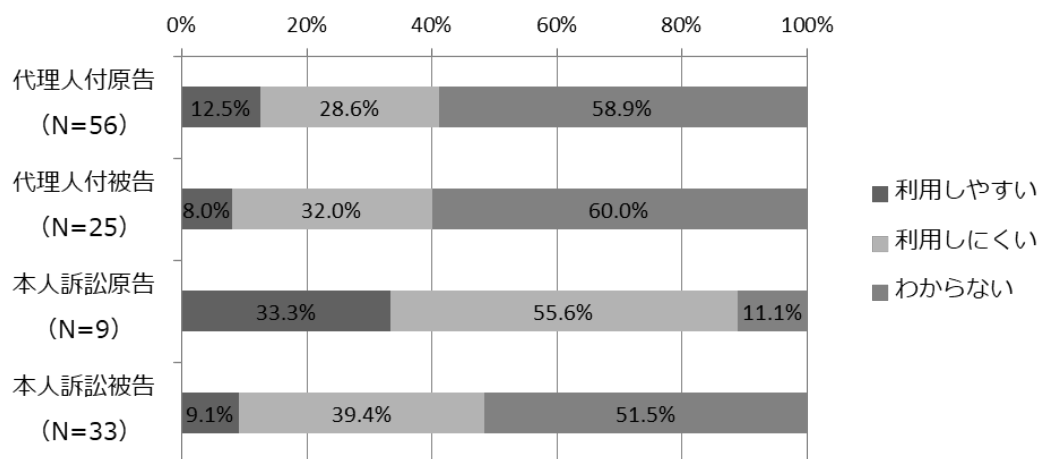
「利用しにくい」という回答が3分の1を超え（無回答を除くと34.9%）、「わからない」という回答は全体の半数を超えている。この点は、対象を高齢者に限定してもあまり変わらず（【図4】を参照）、「利用しにくい」が約3分の1、「わからない」が約2分の1となっ

¹⁵ 原告に限定すると、和解で終結した場合の実質的勝敗の平均値は3.91となり、それ以外の形（大多数は判決）で終結した場合の平均値3.15と比べて大幅に高い。回答の分布の差はより明瞭であり、和解の場合は「5」（＝勝ったと評価）が最も多く（37.0%）、続いて「4」（35.0%）、「3」（15.0%）、「2」（8.0%）、「1」（5.0%）の順となる。これに対し、和解以外で終結した場合は「5」（33.3%）と「1」（32.5%）が多数を占め、以下「4」（18.7%）、「3」（9.8%）、「2」（5.7%）の順になっている。つまり、勝敗の評価は判決のときは両極端に寄るが、和解のときは明らかに「勝ち」側に寄っている。もし和解が一般に両当事者の妥協によって成立するというイメージをもつ人からすると、この結果は意外かもしれない。なぜなら、妥協の側面が強ければ「5」ではなく「3」や「4」が多くなるだろうからである。上記の結果は、得られる利益の点だけでなく、勝敗の意識の点でも和解が望ましいものである可能性を示唆している。

ている。

原告と被告で比較すると、「利用しやすい」という回答は原告に多く見られ、被告で「利用しやすい」と答えた人は少ない。本人訴訟原告は他と比べて明確な意見をもつ傾向があり、「わからない」は少なく「利用しやすい」がやや多い。

【図 4】 裁判の利用しやすさについての意見（高齢者）



※無回答を除く。

（b）自由記述回答

上記の問いで「利用しにくい」と回答した人たちに、どの点で利用しにくいと思うかを自由記述式の質問で尋ねた。この質問に対する回答は 140 件集まっている（代理人付原告 70 件、代理人付被告 25 件、本人訴訟原告 18 件、本人訴訟被告 27 件）。先ほど（a）の質問で「利用しにくい」と答えたのは全部で 150 人なので、自由記述の回答率は非常に高い（93.3%）。

ここでは、計量テキスト分析の手法によって自由記述回答のテキストデータを分析する。具体的には、計量テキスト分析用に開発されたソフトである KH Coder を用い、自由記述回答の中に頻出する単語を抽出・整理する¹⁶。これによって、当事者の種別（代理人付原告・代理人付被告・本人訴訟原告・本人訴訟被告）ごとにニーズがどのように異なっているのかを明らかにすることができる。

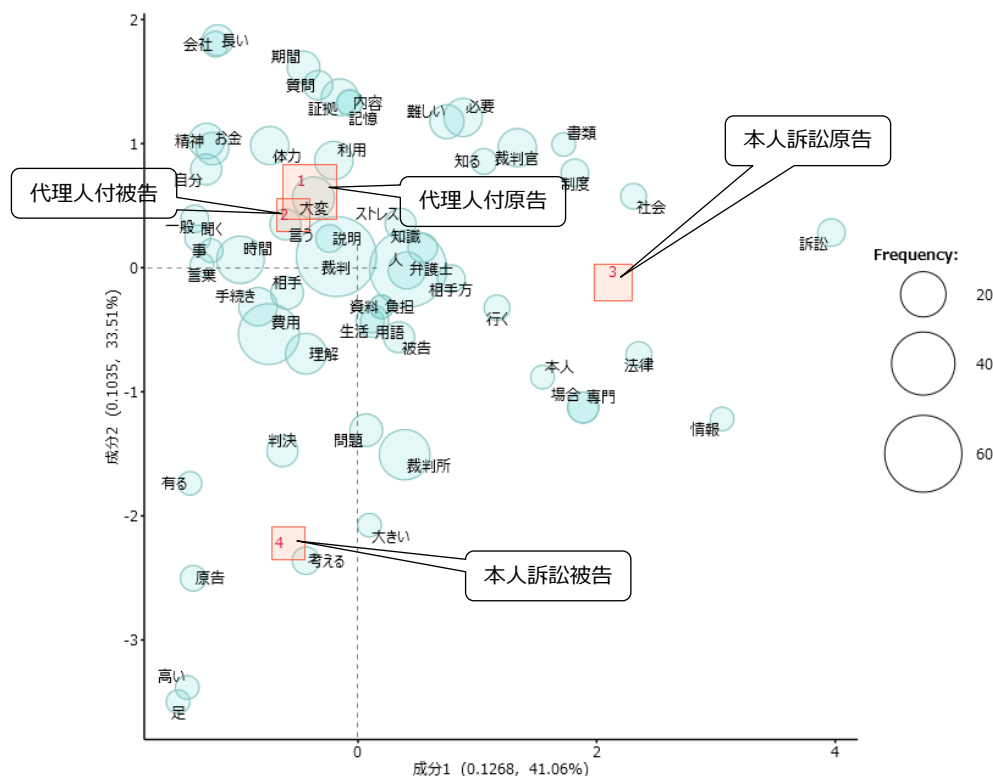
【図 5】は、自由記述回答においてどのような単語が一緒に使われる場合が多いかを示したグラフである¹⁷。単語の間の距離が近いほど、共起傾向が高いことを表している。そして、1～4 の数字が表示されている四角はそれぞれ代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告と対応しており、単語がこの四角に近いほど当該単語がその種別における自由記述回答でよく登場するということを示す（グラフの中央にある「裁判」や「弁

¹⁶ 計量テキスト分析と KH Coder については、樋口（2020）を参照。同じ計量テキスト分析の手法で自由記述回答を分析した論文として、佐藤（2021）がある。

¹⁷ 「高齢者」、「高齢」、「思う」、「多い」などの明らかな頻出語や固有名詞をあらかじめ除外したうえで、上位 80 語を抽出した。

護士」の語はどの種別の回答でも出てきていることを表す)。なお、円の大きさは頻度と比例している。

【図5】当事者の自由記述回答の分析結果（対応分析）



このグラフからは、以下の2つのことが読み取れる。

第一に、代理人付の当事者と本人訴訟の当事者では回答の傾向が違っているという点である。グラフの左上の領域に出てくる単語は代理人付の当事者、右下の領域に出てくる単語は本人訴訟の当事者の回答で頻出する単語である。これを見ると、代理人付の当事者の場合は「費用（お金）」、「体力」、「時間」、「精神」、「ストレス」といった単語が頻繁に出てきている。これらの単語の頻出は、「高齢者にとって多大なコストがかかる」という点が問題視されていることを示唆する。そこには、金銭的・体力的・時間的・精神的コストなどのさまざまなコストが含まれるが、弁護士を探す労力や弁護士費用の負担を指摘する回答が目立つ。

それに対して、本人訴訟の当事者の回答では、「法律」、「裁判所」、「制度」、「情報」、「専門」、「用語」、「理解」、「書類」といった単語が頻出語として出てきている。これらの単語からは、特に本人訴訟原告にとって、「裁判の仕組みや用語が分かりにくい」ことが利用しにくさの原因となっていることが推測される。

第二に、原告と被告とでは何をコストとして捉えるかが異なっていることがわかる。より厳密に言うと、訴訟に臨む際の視点が原告と被告とで異なっているために、何を重荷と感じるかが両者では違っているのである。

訴えを提起する側である原告（グラフの右寄りの領域）は、訴訟の過程そのものに目が向いている。それゆえ、訴訟手続と関連するコストが挙げられることが多い。たとえば、「書類作成が大変だった」、「専門用語が多い」、「体力的、精神的にエネルギーが必要」、「記憶力の低下や、根気の低下など（により訴訟を続けることが難しい）」といった回答が見られる。頻出語としては、「書類」、「証拠」、「説明」、「利用」、「難しい」、「ストレス」などが現れることになる。

被告（グラフの左寄りの領域）の場合は受け身の立場であり、時間や労力を取られるという意識が強くなる。したがって、自らの生活の中で裁判に取られる時間、何度も裁判所に足を運ばなければならない煩わしさ、訴訟対応の厄介さなどが認識されやすい。「仕事や自分の時間がつぶれる」、「何度も出ていかなければならない」、「時間が掛かるし対応も厄介」という回答がその例である¹⁸。

ただし、原告と被告のこのような差は、代理人付の場合は大幅に縮小する。この点は、代理人付原告の四角（1）と代理人付被告の四角（2）が接近していることに表れている。弁護士の介在によって、被告の感じる上述のコストは相当程度軽減されていることが窺える。

なお、以上の2つの傾向は、高齢者自身の回答に限定しても同様に見られる。しかし、頻出語には若干の違いがあり、たとえば「低下」や「人生」などの単語が含まれるようになっていく。こうした高齢者の回答からは、（裁判から得られるベネフィットと比較した場合の）相対的なコストが著しく高くなっていることが看取できる。たとえば次の回答には、訴訟を経験した高齢者の意見が簡潔に要約されている。「老化による知力、体力、加えて経済力低下は他の社会生活におけると同様、あるいはそれ以上に、裁判においても不利になる。よほど条件が揃わなければ裁判に踏み切ろうとはしない」¹⁹。

（2）代理人の回答

（a）高齢者関係の事件についての質問

次に、代理人（弁護士）の回答を分析しよう。代理人向けの調査票には、最近の5年間（2013～2017年）の間に高齢者に関わる事件を担当したかどうかを尋ねる質問を用意していた²⁰。この質問に対しては「ある」との回答が圧倒的に多く、88.7%（有効回答282のうち250）を占めていた。大多数の弁護士は、何らかの形で高齢者と関わっている。

では、高齢者に関わる事案の相談や受任は増えているのだろうか。弁護士の認識としては、「以前に比べて増えた」が51.4%、「以前と変わらない」が26.6%、「わからない」が20.9%、そして「以前に比べて減った」が1.1%であった。弁護士の専門分野（得意分野）とは関係なく、全般的に「以前に比べて増えた」との回答が多い²¹。

¹⁸ 「足」という単語は、本人訴訟被告の回答を特徴づける語である（グラフの左下に現れている。すべて「裁判所に足を運ぶのが大変」である旨の回答の一部として出てきている）。それ以外でも、裁判所に行くのが困難であることを強調する回答は本人訴訟被告に多く見られる。

¹⁹ 代理人付被告だった高齢者の回答である。

²⁰ ここでの「担当」は、相談と受任の両方を含む（調査票に明示されている）。

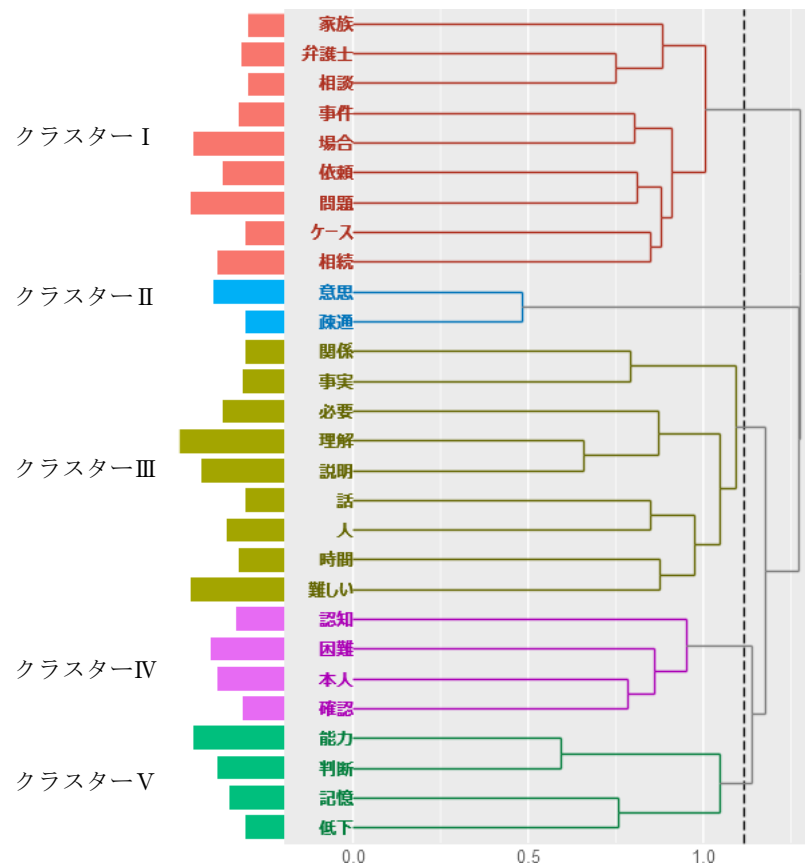
²¹ 「以前に比べて増えた」の回答が半数に満たなかったのは、過払金を得意分野としている弁護士だけであった（40.9%；ただし、22人中9人なので、誤差の範囲である）。

(b) 自由記述回答

さらに、調査票には「高齢者に関わる事案に特有の難しさがあれば、具体的にご記入下さい」という自由記述式の質問を設けていた。この質問には回答者の6割を超える172人（原告側代理人105人、被告側代理人67人）が答えており、貴重なテキストデータとなっている。以下では、このデータを使って計量テキスト分析を行う。当事者の回答の場合と同じようにKH Coderを用いた分析を実施し、頻出語を抽出・整理した²²。原告側代理人と被告側代理人とは回答傾向に大きな差は見られなかったため、ここでは原告側・被告側の双方をまとめて分析した結果を示す。

回答に頻出していた語を抽出して階層的クラスター分析を行ったところ、【図6】が得られた²³。

【図6】代理人の自由記述回答の分析結果（階層的クラスター分析）



この図では頻出語が5つのクラスターに分けられているが、より大掴みに見れば3つの

²² 当事者の場合と同様、頻出することが容易に予想される語（「高齢者」、「高齢」、「思う」、「多い」）は除外している。

²³ ここでは頻度が15以上の単語を抽出している。【図5】のように対応分析を行うのも可能ではあるが（ただし、原告側と被告側の2種類しかないので、単語を示す円が一直線に並ぶことになる）、原告側・被告側を分けて分析していないため、階層クラスター分析を行った。

グループに分けられる。1つ目は、依頼人である高齢者とのコミュニケーションに関する語のグループである（クラスターⅡおよびⅢに対応する）。たとえば、「意思」、「疎通」、「理解」、「説明」、「話」などの単語がこのグループに含まれる。2つ目は、1つ目のグループと関連するが、本人の認知・判断能力に関する語のグループである（クラスターⅣおよびⅤに対応する）。「認知」、「困難」、「能力」、「記憶」、「判断」、「低下」といった単語が例として挙げられる。そして3つ目は、家族と関係する語のグループである（少々分かりづらいが、クラスターⅠに反映されている）。後見、相続、債務整理などのケースで弁護士としての仕事を進めるには、家族の協力は必須である。ところが、家族との信頼関係を構築するのが難しい場合や、高齢者本人ではなく家族が自分たちの意向を主張する場合が少なくない。高齢者が関わる事案には、このような家族に起因する難しさもある。

弁護士の自由記述回答には実務の観点からの問題提起が多く含まれ、高齢社会における裁判や法制度のあり方を検討するうえで参考になる。以下、各グループの具体的な回答をいくつか紹介しておこう（カギカッコ内は実際の回答からの引用である）。

①高齢者とのコミュニケーション

事情の聞き取りが難しく、また反対に、弁護士の説明が伝わっているかどうか分からないという問題がしばしば指摘されている。

本人の認知能力そのものには問題がなくても、「話が長く、すぐに話が脱線するので打ち合わせに時間がかかる」、「耳が遠い等、電話でのやりとりが難しい」、「人のお話をなかなか聞き入れられない方が多くなる傾向がある」、「自分のルールをお持ちで法的アドバイスについて理解を示さないことがある」といった点が支障となりうる。したがって、「普通の場合以上にていねいに話を聞く姿勢が必要」となる。もちろん、本人の認知能力が低下している場合にはコミュニケーションはより難しくなる。

②本人の認知・判断能力

高齢者の記憶力や判断力の低下について述べる回答は非常に多い。弁護士の仕事にとって特に問題になりやすいのは、本人が物事の先後関係を曖昧にしか記憶していない場合が多いという点である。話が時系列的に再現できないために事実の把握が困難であるとの意見は複数見られた。

高齢者の認知能力の衰えに関しては裁判所の理解を求める意見もあり、「認知症について裁判官が余りにも知識や社会常識を欠いている」という回答もあった。

③家族との関係性

子などの家族が事実上の保護者となっている場合は、本人だけでなく、その人たちの理解も得ることが不可欠である。だが、家族との関係性の構築は簡単ではない。

たとえば、「親族、特に法定相続人の地位にある人が、自分の希望をおし通そうとすることが、よくある」、「高齢者自身でなく、その子・妻ら間で紛争となることが多い」、「家の慣習など様々な要素を考慮する必要がある」といった回答が見られる。

相続のケースでは複数の人たちの利害が絡むうえ、家族ごとのルールやしきたりがある²⁴。また、感情的な要素が話を複雑にすることもあろう。法的手続を進めるにあたっては弁護士が家族の中に入っていかなければならないが、互いに話し合いをして納得のいく合意へと導くのは部外者にとっては難しい課題である。

4 まとめと政策的含意

以上、訴訟当事者と代理人弁護士の回答に基づき、高齢者が民事裁判の際に抱える問題を抽出することを試みた。本稿の分析結果を要約・再構成すると次のようになる。

まず、裁判過程の経験に関して、高齢者と非高齢者との間には違いが見られる。非高齢者と比較すると、高齢者は利益確保を重視せず、逆に関係修復を重視する傾向がある。このことは、高齢になるにつれて何をベネフィットと考えるかが変わってくることを示唆している。

裁判を起こしたり関わったりすることをどの程度のコストと捉えるかは、裁判から得られるベネフィット次第である。裁判のわずらわしさについては、選択式の質問の回答を見る限りは、高齢者と非高齢者との間に明確な差はなかった。しかし、自由記述回答を分析すると、高齢者にとって障壁となりうる要因が見出され、かつ、その要因は代理人付か本人訴訟か、あるいは原告か被告かで異なっていることがわかった。代理人付の場合は金銭的成本をはじめとする各種コスト、本人訴訟の場合は訴訟手続や用語の難解さが障壁となりやすい。また、原告は訴訟手続自体の煩雑さを気にしやすいのに対し、被告は自らの生活時間やエネルギーが訴訟に奪われてしまうことを気にしやすい。以上の障壁は高齢者か否かに関係なく生ずるものであるが、裁判によるベネフィットを享受しにくい高齢者にとっては増幅して現れる。時間や体力が限られているケースではなおさらである。

代理人を付けることができれば、難解さという点での障壁はある程度低くなる。だが、依頼人が高齢者である場合は、代理人の側にもクリアしなければならない問題が出てくる。自由記述回答から浮かび上がったのは、コミュニケーション、認知・判断能力、家族との関係性に関する諸問題である。これらの問題を代理人弁護士だけで解決するのは難しく、他の専門職（医師、介護福祉士、社会福祉士など）や関係諸機関（行政機関、福祉関係機関）との連携を図りつつ、協力体制を用意しておくことが望ましい²⁵。

高齢者に対するサポートには、弁護士および他の専門職・関係機関によるサポートのほか、次のような方策がありうる。本稿の締めくくりとして3点記しておきたい。

第一に、裁判に伴うさまざまなコストを低廉化することである。特に高齢者の場合、裁判所へのアクセスが困難になることが多いので、現在進められている裁判のIT化はこの点で重要な改善をもたらすと考えられる²⁶。IT化される際は、オンライン手続やデジタル機

²⁴ 高齢者とその家族との間で利害相反が生じる可能性につき、樋口（2015:41）参照。

²⁵ 法律相談へのアクセスに関して行政・福祉関係機関およびインフォーマル・ネットワークが果たしうる役割については、山口（2020）を参照。

²⁶ 2021年春の時点で、訴状のオンライン提出や口頭弁論のウェブ参加を可能とし、訴訟記録も電子化するという案が法制審議会から示されている。

器の扱いに慣れていない人たちにとってわかりやすいインターフェイスを構築することが必要である。それとともに、裁判にかかる時間をなるべく短縮できるよう、手続や書類の簡素化も同時に進めるべきであろう。

第二に、上記のコスト低廉化に加え、裁判所が高齢の当事者に対する個別の配慮を行うことが挙げられる。現在の裁判所の人的資源を考えるとすぐに実現するのは難しいかもしれないが、障害者に提供されている合理的配慮と類似の配慮を高齢者に与えることは検討されるべきであろう²⁷。本稿第2節(3)の分析結果を見る限り、訴訟手続の煩雑さや難しさが高齢者に不利に働いている可能性は拭いきれない。裁判の公平性を実質的に保障するには、高齢者にとっての障壁を除去する必要がある。

第三に、本人の認知・判断能力が低下し、自分自身の利益を適切に判断できないときにどうすべきかについて基準を設けておくことである。弁護士職務基本規程では、第21条で「弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める」と規定される一方で、次の第22条第1項で「弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする」と規定されている。本人の認知・判断能力が衰えていると、「依頼者の意思」と「依頼者の権利及び正当な利益」が一致しない場合や、「依頼者の意思」が不明な場合が出てくる。こうした場合の行動基準を設けておくことは、高齢者をサポートする人たちが動くための基盤を整えることにもつながるだろう²⁸。他の専門職の人たちが何らかの行動を起こそうとするとき、「法的にどうなのか」をしばしば気にする。実際には明確な法的ルールがない場合が多いのだが、少なくとも弁護士が何らかの基準に従って動いていることは、各アクターの行動を調整する点で大きな意味がある。

《文献》

- 垣内秀介（2010）「民事訴訟の機能と利用者の期待」ダニエル・フット＝太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会，93-115頁。
- 佐藤伸彦（2021）「訴訟利用調査における裁判利用に対する意見と期待：自由回答データのテキスト分析」CJRP ディスカッション・ペーパーNo. 12.
- 高橋裕（2010）「利用者はどのような動機で訴訟を行うのか」菅原郁夫＝山本和彦＝佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践』日本評論社，6-22頁。
- 西上治（2019）「超高齢社会・高齢者と裁判」樋口範雄＝関ふ佐子編『高齢者法：長寿社会の法の基礎』東京大学出版会，237-251頁。
- 樋口耕一（2020）『社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して

²⁷ 裁判所では、2016年から施行されている障害者差別禁止法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の趣旨を踏まえ、「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が策定されている。対応要領の内容については<https://www.courts.go.jp/about/syougaisayahairyo/index.html>を参照。

²⁸ アメリカの法曹倫理規定である「ABA 法律家職務模範規則」では、原則として依頼者の意思を尊重すべきだが、一定の場合には「合理的に必要な保護的措置を講ずることができる」（同規則 1.14(a)）とされている。西上（2019:249）参照。

〔第2版〕』ナカニシヤ出版.

樋口範雄（2015）『超高齢社会の法律，何が問題なのか』朝日新聞出版.

山口絢（2020）『高齢者のための法的支援：法律相談へのアクセスと専門機関の役割』東京大学出版会.